

- 第 5 服務及び勤務条件
- 第 6 公平審査及び苦情処理
- 第 7 職員団体
- 第 8 受託公平委員会事務
- 第 9 労働基準監督

第5 服務及び勤務条件

1 職務専念義務の免除

平成30年度における職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第10号の規定に基づく承認状況は、次のとおりである。

○個別承認

(承認件数)

項 目	知 事	教 委	警 察	計
役員等従事	7			7
体育競技大会参加		9		9
計	7	9		16

2 営利企業等の従事制限

平成30年度の各任命権者における地公法第38条第1項の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりである。

(報告件数)

項 目	知 事	教 委	警 察	計
営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ねること	5			5
自ら営利企業を営むこと	2		11	13
報酬を得て事業又は事務に従事すること	16	1	1	18
計	23	1	12	36

3 勤務時間、休暇及び休業

○働き方改革関連法の施行に伴い、超過勤務命令の上限時間等の規定を整備した。

【改 正】

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務について命令の上限を原則として月45時間、年360時間とする。 ・業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な他律的業務の比率の高い所属については命令の上限を月100時間、2箇月～6箇月平均80時間、年720時間に拡大できることとする ・大規模災害等重要な業務で緊急に必要な場合については、特例業務として上限に関わらず時間外勤務命令を行うことができるものとする ・特例業務として上限を超えた場合については任命権者において要因を整理分析する
-----	---

○ボランティア休暇（自発的に、かつ、報酬を得ないで規則で定められた社会に貢献する活動を行う場合に取得することができる特別休暇）の取得方法の弾力化を図るため、規則を改正した。

【改 正】

内 容	ボランティア休暇を、一時間単位での休暇を取得することができる「特定休暇」の対象に追加
-----	--

第6 公平審査及び苦情処理

1 不利益処分に関する不服申立て、審査請求

平成30年度における事案についての審理状況は、次のとおりである。

事案名	不服申立人	申立事項	申立年月日	審理状況
昭和49年（不） 第1号～第1899号事案	教員	懲戒（減給、戒告）処分取消	S49. 3. 28	係属中（1432件） ※467件取り下げ
昭和50年（不） 第1号～第557号事案	教員	懲戒（減給、戒告）処分取消	S50. 5. 21	係属中（477件） ※80件取り下げ
平成28年（不） 第1号事案	事務職員	懲戒（減給）処分取消	H28. 4. 26	H31. 3. 22 処分承認
平成30年（審） 第1号事案	教員	懲戒（停職）処分の取消又は 変更	H30. 12. 13	係属中

2 勤務条件に関する措置要求

平成30年度においては、勤務条件に関する措置要求はなかった。

3 公務災害補償の審査

平成30年度においては、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定による公務災害補償に関する審査の請求はなかった。

4 苦情処理

平成30年度における職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情及び相談の状況は、次のとおりである。

区 分	相談 件数	処理 件数	処 理 区 分					未処理 件数
			制度説明 又は助言	相談内容 を当局へ 伝達	調査結果 を相談者 へ報告	あつせん	打ち切り	
任用・転任関係	2	2	2					
給与・旅費関係								
勤務時間・休暇関係	1	1		1				
服 務 関 係								
ハラスメント・ いじめ関係	2	2	1	1				
懲戒・分限処分関係	3	3	3					
そ の 他	1	1	1					
合 計	9	9	7	2				

相談の 受付方法	項 目	件数
	電 話	7
	面 接	2
	手 紙	
	電子メール	
	合 計	9

第7 職員団体

1 管理職員等の範囲

地公法上、管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を組織することはできない。この管理職員等の範囲は、中立公正かつ専門的機関により確認し、公示する必要があるため、人事委員会規則（管理職員等の範囲を定める規則）で規定している。

2 職員団体の登録等

(1) 登録の処理

登録されている職員団体は7団体であり、これらの団体について4件の変更登録を行った。

団体名	登録年月日	法人年月日	変更事項	変更年月日	解散年月日
可児郡市学校職員組合	S41. 9. 28				
岐阜県学校職員組合	S41. 10. 29		役員	H30. 4. 2	
岐阜県職員組合	S42. 1. 18	S44. 3. 25	役員	H30. 4. 5	
揖斐郡教職員組合	S42. 1. 20				
岐阜県公立小中学校事務職員組合	S48. 9. 12		役員	H30. 4. 4	
岐阜県公立学校教職員組合	H 2. 3. 5				
岐阜県教職員組合	H 3. 7. 12		役員	H30. 4. 2	

(2) 法人格の取得等

旧地公法及び法人格付与法に基づき、人事委員会が法人格の取得又は規約を認証している登録職員団体及び職員団体等は次のとおりである。

根拠法	団体名	取得等年月日
旧地公法第54条	岐阜県職員組合	S44. 3. 25
法人格付与法第5条	全日本自治団体労働組合岐阜県本部	S58. 11. 11
同上	岐阜県職員労働組合連合会	H22. 2. 24

第8 受託公平委員会事務

1 公平委員会事務の受託

人事委員会は、地公法第7条第4項の規定に基づき県下の地方公共団体から各団体の公平委員会が処理すべき事務の委託を受けており、平成30年4月1日現在、31団体の事務を受託している。

表8-1 公平委員会事務受託団体数 (圏域別 平成30年4月1日現在)

	市 町 村	一部事務組合	受託団体合計
岐阜		8	8
西濃		9	9
揖斐		7	7
中濃		1	1
中濃		1	1
東濃		3	3
恵那		1	1
飛騨		1	1
計		31	31

表8-2 公平委員会事務受託一部事務組合一覧 (圏域別 平成30年4月1日現在)

	一部事務組合名		一部事務組合名
岐阜	岐阜羽島衛生施設組合	揖斐	揖斐川水防事務組合
	木曽川右岸地帯水防事務組合		揖斐郡養基小学校養基保育所組合
	岐阜県市町村会館組合		椹原谷林野組合
	岐阜県市町村職員退職手当組合		足打谷林野組合
	岐阜県地方競馬組合		揖斐郡消防組合
	岐阜地域児童発達支援センター組合		西濃環境整備組合
	瑞穂市・神戸町水道組合		西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合
	岐北衛生施設利用組合		中濃
西濃	大垣衛生施設組合	中濃	中濃地域農業共済事務組合
	南濃衛生施設利用事務組合	東濃	土岐川防災ダム一部事務組合
	大垣輪中水防事務組合		東濃西部広域行政事務組合
	大垣市・安八郡安八町東安中学校組合		土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合
	不破消防組合	恵那	東濃農業共済事務組合
	大垣消防組合	飛騨	飛騨農業共済事務組合
	西南濃老人福祉施設事務組合		
	西南濃粗大廃棄物処理組合		
	あすわ苑老人福祉施設事務組合		

2 公平審査

受託団体に係る不利益処分に関する不服申立て及び勤務条件に関する措置要求の係属事案はない。

第9 労働基準監督

地方公務員には、原則として労基法及び安衛法が適用され、職員の勤務条件に関する労働基準監督の職権は労基法別表第1に掲げる事業の号別区分により、現業事業所に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業所に従事する職員については人事委員会が行使することとされている。

1 労働基準法別表第1に掲げる事業の号別決定

事業所の新設があったため、岐阜労働局との協議により労基法に基づく号別決定を行った。

表9-1 労基法別表第1に掲げる事業の号別事業所数 (平成31年4月1日現在)

監督機関区分 労基法別表第1号別区分	人事委員会		労働基準監督署	
	12号	官公署の事業	1号	13号
知事	30	66	1	15
教育委員会	85	7		5
警察	1	23	1	
その他の行政委員会		5		
計	116	101	2	20
	217		22	

※詳細については、表9-8参照

2 労働基準法に基づく職権行使

労基法に基づく人事委員会の職権行使としては、適用事業報告の受理、解雇予告除外認定、時間外及び休日労働に関する協定届の受理、宿日直勤務の許可等があるが、平成30年度における許可等の状況は次のとおりである。

- ・適用事業報告の受理 4件
- ・解雇予告の除外認定 3件
- ・時間外及び休日労働に関する協定届の受理 133件 (うち18件は変更)
- ・宿日直勤務の許可 1件

3 労働安全衛生法に基づく職権行使

安衛法に基づく人事委員会の職権行使としては、安全衛生管理者等の選任報告の受理、特定機械等の設置届の受理、落成検査等がある。平成30年度においては、衛生管理者等の選任報告等を受理した。

(1) 安全衛生管理者等を選任(設置)すべき事業所数

表9-2 安全衛生管理者等を選任(設置)すべき事業所数 (平成30年4月1日現在)

区分	総括安全衛生管理者	産業医	衛生管理者
知事	1(1)	14(14)	14(14)
教委	—	75(75)	75(75)
警察	1(1)	23(23)	23(23)
計	2(2)	112(112)	112(112)

(注) ()内は、選任(設置)された事業所数である。

(2) 特定機械等の設置状況

※部局別設置状況については、表9-9参照

ア 新規 … 該当なし

イ 使用再開 … 該当なし

ウ 書き替え … 該当なし

エ 廃止

表9-5 特定機械等の廃止の状況 (平成30年度)

種 類	検査証番号	事業所	廃止年月日
ボイラー	9803	消防学校	H30. 12. 28
クレーン	42-1003	美術館	H31. 3. 12

(3) 特定機械等の性能検査の実施状況

表9-6 特定機械等の性能検査等の実施状況 (平成30年度)

種 類	性 能 検 査			
	知 事	教 委	警 察	計
ボイラー	7	8	1	16
第一種圧力容器	4	4	0	8
ゴンドラ	2	0	0	2
クレーン	2	0	0	2
計	15	12	1	28

(注) クレーンの性能検査は、2年に1度実施する。

(4) 検査結果 (性能検査)

表9-7 性能検査の結果 (平成30年度)

種 類	基数計	合 格
ボイラー	16	16
第一種圧力容器	8	8
ゴンドラ	2	2
クレーン	2	2
計	28	28

(注) クレーンの性能検査は、2年に1度実施する。

表9-8 労働基準法別表第1 号別一覽表

① 人事委員会が労働基準監督機関となる機関名

号別	該当機関名	一	該当機関名
11(郵便・電気・通信)		官公署の事業 (労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。)	
12(教育・調査・研究)	職員研修所 歴史資料館 消防学校 美術館 現代陶芸美術館 保健環境研究所 衛生専門学校 各看護専門学校(2) 工業技術研究所 産業技術センター 食品化学研究所 情報技術研究所 セラミクス研究所 生活技術研究所 国際たくみアカデミー 木工芸術スクール 情報科学芸術大学院大学 農業技術センター 中山間農業研究所(支所を含む。) 畜産研究所 水産研究所(支所を含む。) 農業園芸アカデミー 森林研究所 森林文化アカデミー 教育研修課 図書館 高山陣屋管理事務所 文化財保護センター 博物館 各高等学校(63) 各特別支援学校(21) 警察学校		本庁知事部局 各県税事務所(5)(出張所を含む。) 自動車税事務所 東京事務所 県民生活相談センター 岐阜地域福祉事務所 精神保健福祉センター 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 発達障害者支援センター 各子ども相談センター(5) (一時保護所を除く。) 女性相談センター(一時保護所を除く。) 計量検定所 旅券センター 各農林事務所(10) 病害虫防除所(支所を含む。) 各畜産保健衛生所(4) 各土木事務所(11) 東海環状自動車道事務所 犀川管理事務所 長良川上流河川開発工事事務所 宮川上流河川開発工事事務所 リニア推進事務所 岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所 流域浄水事務所 各建築事務所(4) 各農事務所(7) 職会事務局 選挙管理委員会事務局(地方事務局を含む。) 人事委員会事務局 監査委員会事務局 労働委員会事務局 教育委員会本庁事務局 (教育研修課を除く。) 各教育事務所(6) 警察本部 各警察署(22)(交番及び駐在所を含む。) 計 101
	計 116		計 101

② 労働基準監督署が労働基準監督機関となる機関名

号別	該当機関名	該当機関名
1(製造・加工)	東部広域水道事務所(浄水場を含む。) 警察車両整備センター	計 2
2(鉱業)		
3(土木・建築)		
4(旅客・貨物運送)		
5(貨物取扱)		
6(林業・農業)		
7(水産・畜産)		
8(販売・理容・賃貸)		
9(金融・保険)		
10(映画・興行)		
13(保健衛生)	各保健所(7)(保健所の事務所を含む。) 希望が丘子ども医療福祉センター 各食肉衛生検査所(2) 動物愛護センター 各子ども相談センター一時保護所(2) 女性相談センター一時保護所 わかあゆ学園 各特別支援学校寄宿舎(6) 計 20	
14(旅客・接客・娯楽)		
15(清掃・と畜場)		

表9-9 検査対象特定機械等部局別設置状況 (平成31年4月1日現在)

機 関 名	設 置 機 械 数			
	ボイラー	一圧	ゴンドラ	クレーン
1 知事部局				
県庁	2		1	
自動車税事務所	1			
消防学校	1			
美術館				1
保健環境研究所			1	
産業技術センター	1	2		
生活技術研究所	2	1		
森林研究所		1		
森林文化アカデミー		1		
岐阜土木事務所				1
計	7	5	2	2
2 教育委員会				
岐阜農林高等学校		1		
不破高等学校	1			
加茂農林高等学校		1		
恵那農業高等学校		2		
坂下高等学校	1			
飛騨神岡高等学校	2			
岐阜聾学校	1			
大垣特別支援学校	3			
計	8	4		
3 警察				
運転免許課	1			
計	1			
県 計	16	9	2	2

第10 人事委員会規則の制定・改廃状況

第10 人事委員会規則の制定・改廃状況

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則

- 【一部改正】 平成30年6月29日 人事委員会規則第16号（平成30年6月29日施行）
 - ・災害派遣手当、管理職手当の改正

- 【一部改正】 平成30年9月18日 人事委員会規則第19号（平成30年9月18日施行）
 - ・特殊勤務手当の改正

- 【一部改正】 平成30年11月30日 人事委員会規則第20号（平成31年1月1日施行）
 - ・ボランティア休暇を一時間単位での休暇を取得することができる「特定休暇」の対象に追加

- 【一部改正】 平成30年12月27日 人事委員会規則第21号（平成30年12月27日施行）
 - ・宿日直手当、夜間看護等手当、勤勉手当、初任給調整手当、扶養親族届及び扶養親族簿様式の改正

- 【一部改正】 平成31年3月1日 人事委員会規則第2号（公布日施行）
 - ・管理職手当の改正

- 【一部改正】 平成31年4月1日 人事委員会規則第5号（平成31年4月1日施行）
 - ・扶養手当、特殊勤務手当、勤勉手当、管理職手当、期末勤勉手当の役職加算割合の改正
 - ・時間外勤務の上限規制について規定整備

○岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則

- 【一部改正】 平成30年6月29日 人事委員会規則第18号（平成30年7月1日施行）
 - ・級別職務表の改正

- 【一部改正】 平成30年12月27日 人事委員会規則第22号（公布日施行）
 - ・昇格時号給対応表の改正

- 【一部改正】 平成31年3月1日 人事委員会規則第25号（公布日施行）
 - ・級別職務表の改正

- 【一部改正】 平成31年4月1日 人事委員会規則第9号（公布日施行）
 - ・級別職務表の改正

- 【一部改正】 平成31年4月1日 人事委員会規則第11号（公布日施行）
 - ・昇給における規定整備

○岐阜県職員退職手当条例施行規則

- 【一部改正】 平成31年4月1日 人事委員会規則第6号（公布日施行）
 - ・知事部局の組織改正に伴う規定整備

○職員の任用に関する規則

【一部改正】 平 30 年 6 月 29 日 人事委員会規則第 15 号（平成 30 年 7 月 1 日施行）

- ・組織改正に伴う職の新設（別表職区分表）

（知事等関係）

行政職

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
知事	本庁課長	ねんりんピック推進事務局総括監	

【一部改正】 平成 31 年 3 月 1 日 人事委員会規則第 1 号（公布日施行）

- ・試験区分「身体障害者を対象とした職員採用試験」および「身体障害者を対象とした市町村立小中学校等事務職員採用試験」を廃止し、試験区分「障がい者を対象とした職員採用試験」および「障がい者を対象とした市町村立小中学校等事務職員採用試験」を新設することに伴う所要の規定整備（第 22 条関係）

- ・組織改正に伴う職の廃止と新設（別表職区分表）

（警察本部関係）

行政職

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
警察本部長	本庁課長		鑑識管理監

公安職

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
警察本部長	本部課長		サイバー犯罪対策室長
	本部課長補佐		科学捜査研究所副所長

研究職

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
警察本部長	主任専門研究員	科学捜査研究所副所長	

【一部改正】 平成 31 年 4 月 1 日 人事委員会規則第 24 号（公布日施行）

- ・岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部改正により、文化財保護に関する事務が知事の職務権限となることに伴う職の廃止と組織改正に伴う職の新設と廃止（別表職区分表）

（知事等関係）

行政職

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
知事	本庁部長		秘書政策審議監
	本庁次長	秘書政策審議監 東濃農林事務所長	消防学校長 恵那農林事務所長
	本庁課長	男女共同参画・女性活躍支援センター 財産活躍企画監 県庁舎開設調整監 冬季国体推進監 学校連携企画監 救急支援監 男女共同参画・女性活躍支援セ	女性の活躍支援センター長 女性の活躍新センター副センター長 家畜防疫対策監 県民生活相談センター副所長 国際たくみアカデミー生産技術科長

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
		ンター副センター長 施設整備企画監 家畜防疫企画監 入札執行管理監 工業技術研究所副所長 中央家畜保健衛生所副所長 土木事務所道路調整監(略、多治見土木事務所及び略)	
	課長補佐	土木事務所道路調整監督(美濃土木事務所、郡上土木事務所、恵那土木事務所、下呂土木事務所及び古川土木事務所に限る。) 犀川管理事務所長	

研究職

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
知事	次長	工業技術研究所	

医療職(一)

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
知事	次長	岐阜保健所長	希望が丘こども医療福祉センター児童精神科部長

医療職(二)

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
知事	部長	家畜保健衛生所保健衛生課長	中央家畜保健衛生所保健衛生課長 中濃家畜保健衛生所保健衛生課長 東濃家畜保健衛生所保健衛生課長
	副部長	動物愛護センター課長	

医療職(三)

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
知事	看護部長		希望が丘こども医療福祉センター看護指導監 知的障害者更生相談所課長

(教育委員会関係)

行政職

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
教育委員会	本庁課長		文化財保護センター所長
	課長補佐		文化財保護センター課長

(人事委員会関係)

行政職

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
人事委員会	本庁部長		局長
	本庁次長	局長	

○管理職員等の範囲を定める規則

【一部改正】 平成 30 年 6 月 29 日 人事委員会規則第 17 号（平成 30 年 7 月 1 日施行）

・別表第 2 の改正

別表第 2 知事部局関係

改正後		改正前	
機 関	職	機 関	職
本 庁	略 総務事務センター長、ねんりんピック推進事務局総括監、女性の活躍支援センター長、 略	本 庁	略 総務事務センター長、ねんりんピック推進事監、女性の活躍支援センター長、 略

【一部改正】 平成 31 年 4 月 1 日 人事委員会規則第 7 号（公布日施行）

・別表第 2、第 3 の改正

別表第 2 知事部局関係

改正後		改正前	
機 関	職	機 関	職
共 通	略	共 通	略
本 庁	理事、会計管理者、部長、参与、部内局長、秘書政策審議監、次長、副局長、出納事務局長、 <u>岐阜地域総括監、ねんりんピック推進事務局長、岐阜地域危機管理監、東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進総括監、東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策総括監、東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進総括監、土木技監、参事、課長、総務事務センター長、ねんりんピック推進事務局総括監、男女共同参画・女性の活躍支援センター長、岐阜県保育士・保育所支援センター長、室長、管理調整監、ねんりんピック推進事務局次長、広聴監、人事管理対策監、人材活用対策監、文書管理監、審理監、改革推進監、職員健康管理監、財産活用企画監、県庁舎開設調整監、県庁舎建設管理監、情報システム管理監、認定審査監、多文化共生推進監、岐阜地域連携監、スポーツ施設企画監、スポーツ誘致推進監、冬季国体推進監、アスリート支援企画監、競技力向上対策監、レクリエーション・健康づくり推進監、学校連携企画監、危機管理企画監、地域防災支援監、防災対策監、防災情報管理監、防災航空センター長、航空安全管理監、航空管理監、岐阜地域防災対策監、</u>	本 庁	理事、会計管理者、部長、参与、 <u>秘書政策審議監、部内局長、次長、副局長、出納事務局長、ねんりんピック推進事務局長、岐阜地域総括監、岐阜地域危機管理監、東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進総括監、東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策総括監、東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進総括監、土木技監、参事、課長、総務事務センター長、ねんりんピック推進事務局総括監、女性の活躍支援センター長</u> 、岐阜県保育士・保育所支援センター長、室長、管理調整監、ねんりんピック推進事務局次長、広聴監、人事管理対策監、人材活用対策監、文書管理監、審理監、改革推進監、職員健康管理監、 <u>、県庁舎建設管理監、情報システム管理監、認定審査監</u> 、岐阜地域連携監、スポーツ施設企画監、スポーツ誘致推進監、競技力向上対策監、アスリート支援企画監、 <u>、レクリエーション・健康づくり推進監</u> 、 <u>危機管理企画監</u> 、 <u>、防災情報管理監、</u> <u>、岐阜地域防災対策監、</u>

改正後		改正前	
機 関	職	機 関	職
	<p>地域防災対策監、救急支援監、<u>地域防災支援監、防災対策監、防災航空センター長、航空安全管理監、航空管理監</u>、生涯学習企画監、生物多様性企画監、不法投棄監視監、環境安全推進企画監、消費生活対策監、芸術文化企画監、医療対策監、国保制度対策監、医療人材対策監、看護対策監、在宅医療福祉推進監、感染症・疾病対策監、住宅宿泊事業対策監、福祉人材対策監、介護事業者指導監、社会参加推進企画監、男女共同参画推進監、<u>男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長</u>、少子化対策企画監、岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長、児童虐待対策監、経営支援対策監、人材育成企画監、人材確保対策監、中小企業総合人材確保センター長、研究開発企画監、成長産業企画監、航空宇宙産業連携監、東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進対策監、<u>施設整備企画監、インバウンド推進監</u>、技術総括監、農業研究企画監、検査監、競馬監督監、販売戦略企画監、技術指導監、花き振興企画監、畜産指導監、<u>家畜防疫企画監</u>、東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進対策監、森林経営対策監、森林監視指導監、建設技術企画監、建設業企画監、幹線道路企画監、道路管理企画監、交通安全対策監、技術管理監、土砂災害対策監、鉄道高架推進企画監、流域下水道経営企画監、宅地建物取引業対策監、建築物地震対策推進企画監、<u>建築構造審査監、入札執行管理監</u>、設備管理監、ぎふ建築担い手育成支援センター長、県営住宅管理監、県営水道経営企画監、都市公園企画監、出納審査監、地域出納審査監、中小企業総合人材確保センター副センター長、秘書課の課長補佐、係長及び主査、財政課の課長補佐、係長、主査及び主任、人事課の課長補佐、係長、主査、主任及び主事、</p>		<p>地域防災対策監、<u>地域防災支援監、防災対策監、防災航空センター長、航空安全管理監、航空管理監</u>、生涯学習企画監、生物多様性企画監、不法投棄監視監、環境安全推進企画監、消費生活対策監、芸術文化企画監、医療対策監、国保制度対策監、医療人材対策監、看護対策監、在宅医療福祉推進監、感染症・疾病対策監、住宅宿泊事業対策監、福祉人材対策監、介護事業者指導監、社会参加推進企画監、男女共同参画推進監、<u>女性の活躍支援センター副センター長</u>、少子化対策企画監、岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長、児童虐待対策監、経営支援対策監、人材育成企画監、人材確保対策監、中小企業総合人材確保センター長、研究開発企画監、成長産業企画監、航空宇宙産業連携監、東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進対策監、<u>インバウンド推進監、多文化共生推進監</u>、技術総括監、農業研究企画監、検査監、競馬監督監、販売戦略企画監、技術指導監、花き振興企画監、畜産指導監、<u>家畜防疫対策監</u>、東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進対策監、森林経営対策監、森林監視指導監、建設技術企画監、建設業企画監、幹線道路企画監、道路管理企画監、交通安全対策監、技術管理監、土砂災害対策監、鉄道高架推進企画監、流域下水道経営企画監、宅地建物取引業対策監、<u>建築物地震対策推進企画監、建築構造審査監</u>、設備管理監、ぎふ建築担い手育成支援センター長、県営住宅管理監、県営水道経営企画監、都市公園企画監、出納審査監、地域出納審査監、中小企業総合人材確保センター副センター長、秘書課の課長補佐、係長及び主査、財政課の課長補佐、係長、主査及び主任、人事課の課長補佐、係長、主査、主任及び主事、</p>

改正後		改正前	
機 関	職	機 関	職
	法務・情報公開課の法令審査の事務を担当する係長（当該係長が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、行政管理課の課長補佐、係長、主査及び主任、職員厚生課の課長補佐、係長、主査及び主任、管財課の庁舎管理の事務を担当する係長（当該係長が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、情報企画課のネットワーク推進の事務を担当する課長補佐、係長及び主査、総務事務センターの給与及び認定の事務を担当する課長補佐、係長、主査、主任及び主事、清流の国づくり政策課の総合政策の事務を担当する課長補佐、係長、主査及び主任、出納管理課の審査の事務を担当する係長（当該係長が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）並びに清流の国づくり政策課、危機管理政策課、環境生活政策課、健康福祉政策課、商工政策課、農政課、林政課、建設政策課及び都市政策課の管理調整の事務を担当する係長（当該係長が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）並びに政策企画の事務を担当する係長（当該係長が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）		法務・情報公開課の法令審査の事務を担当する係長（当該係長が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、行政管理課の課長補佐、係長、主査及び主任、職員厚生課の課長補佐、係長、主査及び主任、管財課の庁舎管理の事務を担当する係長（当該係長が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、情報企画課のネットワーク推進の事務を担当する課長補佐、係長及び主査、総務事務センターの給与及び認定の事務を担当する課長補佐、係長、主査、主任及び主事、清流の国づくり政策課の総合政策の事務を担当する課長補佐、係長、主査及び主任、出納管理課の審査の事務を担当する係長（当該係長が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）並びに清流の国づくり政策課、危機管理政策課、環境生活政策課、健康福祉政策課、商工政策課、農政課、林政課、建設政策課及び都市政策課の管理調整の事務を担当する係長（当該係長が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）並びに政策企画の事務を担当する係長（当該係長が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）
岐阜地域福祉事務所	所長、課長	岐阜地域福祉事務所	所長、福祉課長
家畜保健衛生所	所長、副所長、病性鑑定監、連携推進監、総務課長、保健衛生課長_____	家畜保健衛生所	所長_____、病性鑑定監、連携推進監、総務課長、保健衛生課長（ <u>飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く。</u> ）

改正後		改正前	
機 関	職	機 関	職
土木事務所	所長、副所長、課長、指導検査監、技術連携調整監、道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監に限る。）	土木事務所	所長、副所長、課長、指導検査監、技術連携調整監、道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、可茂土木事務所、_____及び高山土木事務所の_____に限る。）
建築事務所	略	建築事務所	略
試験研究機関	所長、副所長、飛騨牛銘柄推進監、主任部長研究員、部長研究員、食品安全検査センター長、課長	試験研究機関	所長、____、飛騨牛銘柄推進監、主任部長研究員、部長研究員、食品安全検査センター長、課長
県民生活相談センター	所長_____	県民生活相談センター	所長、副所長
文化財保護センター	所長		
衛生専門学校	略	衛生専門学校	略
看護専門学校	略	看護専門学校	略
希望が丘こども医療福祉センター	所長、副所長、事務局長、部長、発達精神医学研究所長、児童発達支援センター長、課長、室長、看護指導監	希望が丘こども医療福祉センター	所長、副所長、事務局長、部長、発達精神医学研究所長、児童発達支援センター長、課長、室長、_____

別表第3 教育委員会関係

改正後		改正前	
機 関	職	機 関	職
共通	略	共通	略
事務局 本庁	副教育長、教育次長、参与、義務教育総括監、総合教育センター長、参事、課長、教育主管、室長、管理調整監、教育施設整備監、女性教職員活躍推進監、研修企画監、学校安全企画監、生徒指導企画監、教育総務課の管理調整係長、職員係長、職員係の人事を担当する主査、主任及び主事並びに政策企画係長、教職員課の管理調整係長、小中学校係及び高等学校係の課長補佐、管理主事及び主任、給与係長並びに免許係長、教職員課福利厚生室の健康管理・公務災害係長	事務局 本庁	副教育長、教育次長、参与、義務教育総括監、総合教育センター長、参事、課長、教育主管、室長、管理調整監、教育施設整備監、女性教職員活躍推進監、研修企画監、学校安全企画監、生徒指導企画監、教育総務課の管理調整係長、職員係長、職員係の人事を担当する主査、主任及び主事、政策企画係長、教職員課の_____小中学校係及び高等学校係の課長補佐及び管理主事、給与係長並びに管理免許係長、教職員課福利厚生室の健康管理・公務災害係長

改正後			改正前		
機関		職	機関		職
	教育事務所	略		教育事務所	略
~~~~~			~~~~~		
高山陣屋管理事務所		所長	高山陣屋管理事務所		所長
			文化財保護センター		所長
博物館		館長、副館長、部長	博物館		館長、副館長、部長
~~~~~			~~~~~		

○委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則

- 【一部改正】 平成 31 年 4 月 1 日 人事委員会規則第 8 号（公布日施行）
 ・団体の解散に伴う別表の改正

○岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則

- 【一部改正】 平成 31 年 4 月 1 日 人事委員会規則第 10 号（公布日施行）
 ・新たに職員を派遣する団体の追加に伴う別表の改正

○岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則

- 【一部改正】 平成 31 年 4 月 1 日 人事委員会規則第 13 号（公布日施行）
 ・学校教育法の改正のため引用する条項にずれが生じることに伴う改正

○岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則

- 【一部改正】 平成 31 年 4 月 1 日 人事委員会規則第 12 号（公布日施行）
 ・学校教育法の改正のため引用する条項にずれが生じることに伴う改正

人事委員会年報（業務白書）（平成30年度）

令和元年10月発行

編集発行 岐阜県人事委員会事務局

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

TEL 058-272-8796

FAX 058-278-2826

URL [http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/kakushu-iinkai/
jinji-iinkai/](http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/kakushu-iinkai/jinji-iinkai/)

E-mail c13201@pref.gifu.lg.jp